



賃貸住宅のオーナー

管理会社等の皆さまへ

LPガスの商慣行是正に向けた

# 制度改正が行われます!!

皆様のご協力をお願いいたします。

2024年  
7月2日  
施行

気をつけていただきたいこと



## LPガス販売事業者の過大な営業行為の制限

液石法施行規則第16条第15の3号、4号

正常な商習慣を超えた利益供与の禁止

液石法施行規則第16条第15の5号、6号

消費者のLPガス販売事業者選択を阻害するおそれのあるLPガス販売事業者の選定を制限するよう条件付き契約締結等の禁止



1 LPガス販売事業者は、賃貸住宅のオーナーとLPガス契約を自ら締結することを目的として、賃貸集合住宅のオーナー又は戸建て住宅の消費者に対し、正常な商習慣を超えた利益を供与してはならない。



2 賃貸住宅のオーナーとの間で、LPガス販売事業者の変更を制限するよう条件を付した契約等を締結してはならない。



※LPガス販売事業者が罰則の対象となる。  
30万円以下の罰金



エアコン



Wi-Fi



インターフォン

営業行為に応じたことで賃貸集合住宅の入居者にとって不利益が生じる可能性が高く、皆さまにとっても不利益になりかねません。  
このような事に直面したら、[経済産業省資源エネルギー庁のLPガス商慣行通報フォーム](#)へ。



気をつけていただきたいこと



2025年  
4月2日  
施行

## LPガス料金等の明示の徹底!!

賃貸集合住宅において、入居者がLPガス販売事業者を選択できず特定のLPガス販売事業者と供給契約を締結しなければならない場合、賃貸借契約締結後にトラブルが発生しています。そのため、賃貸借契約時に先立って、入居者へのLPガス料金の明示をお願いします。その情報がない場合は、当該物件のLPガス販売事業者へ問い合わせ下さい。



一般社団法人 全国LPガス協会

2025年  
4月2日  
施行

気をつけていただきたいこと



## LPガス料金は三部料金制です!!

### LPガスの料金

||

#### 基本料金

ガスの使用量に関係なく発生する料金

+

#### 従量料金

ガスの使用量に応じて発生する料金

+

#### 設備料金

LPガス器具等、LPガスを消費する場合に用いられるものの利用に応じて発生する費用

賃貸住宅の場合、「該当なし」と記載。

LPガス器具等がオーナー様にご負担いただき、

入居者には請求できないとなりました。

SAMPLE



施行日以降の入居者にはLPガス料金を請求するときは、配管及びガス器具等、LPガスを消費する場合に用いられるものの利用に係る料金を請求してはならない(設備費用の計上禁止)。設備料金は「該当なし」と記載。

## LPガス販売事業者を変更する時の注意点

LPガス販売事業者と不動産会社様、オーナーさまとで契約を結ばれる場合には、  
設備費用等について適切に精算をお願いします。

CHECK!!



設備所有のこと



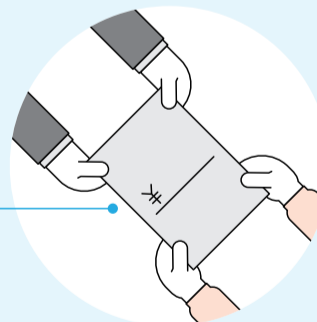
料金のこと



保安責任のこと



費用負担方法



重要な書類です。しっかり確認して大切に保管してください。

LPガスをご利用の皆さまへ

# LPガスの 料金制度と取引ルールが 変わります!!

LPガスを利用する住宅に入居を予定する方は、契約する前に、LPガス料金に係る説明を受けてください。

## LPガス料金の内訳をご確認ください!

賃貸住宅の場合はオーナーや不動産管理会社から、戸建住宅の場合はLPガス販売事業者から

### LPガスの料金

<b>基本料金</b> ガスの使用量に関係なく発生する料金	+	<b>従量料金</b> ガスの使用量に応じて発生する料金	+	<b>設備料金</b> LPガス器具等LPガスを利用する場合に用いられたものの利益を勘定して発生する費用
				戸建 LPガス消費機器のみ 賃貸 「該当なし」

設備利用の内容を確認してください!!

**2025年4月2日**以降にご契約されたお客さまについては、**基本料金、従量料金、設備利用等料金**以外の費用をLPガス料金へ計上することは**禁止**されます。  
賃貸向けLPガス料金は、消費設備費用(設備利用等料金)もLPガス料金へ計上することは**禁止**されます。

## 2024年7月2日 施行 過大な営業行為の制限

液石法施行規則第16条第15の3号、4号 正常な商習慣を超えた利益供与の**禁止**

液石法施行規則第16条第15の5号、6号 消費者のLPガス販売事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス販売事業者の変更を制限するような条件付き契約締結等の**禁止**

- LPガス販売事業者は、戸建て住宅の消費者とガス契約を自己と締結させることを目的として、戸建て住宅の消費者等に対し、正常な商習慣を超えた利益を供与してはならない。
- LPガス販売事業者は、戸建て住宅の消費者との間で、LPガス販売事業者の変更を制限するような条件を付した貸与契約等を締結してはならない。



一般社団法人 全国LPガス協会

## LPガス販売事業者と契約する時の注意点

契約時に内容を確認することが大切です。

契約の際は、以下の**4つのポイント**を販売店に確認してください。

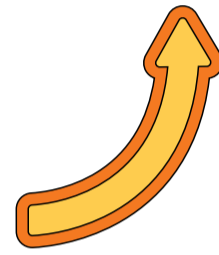
### 1 料金

- 料金表はご覧になりましたか？

www	www	www
---	---	---
---	---	---
---	---	---
---	---	---
---	---	---
---	---	---
---	---	---

### 2 値上げ

- 入居時の料金は今後急に理由なく値上げされることはありませんか？



### 3 内容

- 料金は、基本料金、従量料金、設備料金を分けて表示されていますか？
- 解約時の条件は書かれていますか？



### 4 保安点検

- 保安点検についての説明はありましたか？
- 定期的な点検に協力をお願いします。



**SAMPLE**

## LPガス販売事業者を変更する時の注意点

「液化石油ガス法」第14条に基づき必ず交付されます。

LPガス販売事業者とお客さまの間でLPガス購入契約を結ばれる時に、LPガス販売事業者側から、料金構成や設備の所有権などについて書かれた書面を交付するよう、「液化石油ガス法」第14条により義務付けられています。解約する時や新たなLPガス販売事業者と契約される時は、LPガス販売事業者から交付された書面を確認して、設備の所有関係をよくご確認ください。

CHECK!!

- 設備所有のこと
- 料金のこと
- 保安責任のこと
- 費用負担方法

重要な書類です。しっかり確認して大切に保管してください。

お客様に不利益をもたらすと考えられる商取引に関する情報は、[経済産業省資源エネルギー庁のLPガス商慣行通報フォーム](#)へ。

